

農事組合法人の法人事業税の課税・非課税判定票 記 載 の 手 引

判定票の用途等

この判定票は、農事組合法人が地方税法第72条の4第3項の規定適用の可否について判定するために作成し、確定申告書又は修正申告書を提出する際に、下記の添付書類とともに提出してください。

なお、**この判定票は所得の有無にかかわらず、必ず提出してください。**

判定票に添付する書類

[D判定結果]が「イ」又は「ロ」・・・非課税所得のある法人

- (1)損益計算書の写し
 - (2)法人税法施行規則別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の写し
 - (3)雑収入の内訳書の写し
 - (4)事業年度末の組合員名簿
 - (5)事業年度末の出資金名簿
 - (6)省令第6号様式別表5
 - (7)所得金額計算書(独自に区分計算している場合にはその書類)
- ※(2)・(6)・(7)は修正申告の場合も添付してください。

[D判定結果]が「ハ」・・・全て課税となった法人

申告書の他、判定票のみ提出してください。

≪ 判定票の記載方法 ≫

[A組合員の要件]は、「農民のみで構成されている」かどうか「はい・いいえ」の当てはまる方を○で囲んでください。

- (1)「はい」の場合は「B農地所有適格法人の要件」に進んでください。
- (2)「いいえ」の場合は組合員名、組合員資格、出資口数を記載し、出資口数合計に占める特定資格者の出資口数計の割合について「はい・いいえ」の当てはまる方を○で囲んでください。
 - ① I 及び II の要件が全て「はい」の場合は[B農業生産法人の要件]に進んでください。
 - ② I 及び II の要件に「いいえ」がある場合は[D判定結果]の「ハ」を○で囲んでください。この場合は[B農地所有適格法人の要件]と[C収入金額]の記載は不要です。

[B農地所有適格法人の要件]は、①・②・③の各要件について「はい・いいえ」の当てはまる方を○で囲んでください。

- (1)①・②・③の要件が全て「はい」の場合は[C収入金額]に進んでください。
- (2)①・②・③の要件に「いいえ」がある場合は[D判定結果]の「ハ」を○で囲んでください。この場合は[C収入金額]の記載は不要です。

[C収入金額]は、損益計算書の収入金額をa～dに区分して記載してください。eにはaの50%の金額(円未満切り捨て)を記載し、bとeを比較してください。(収入区分の具体例は裏面をご覧ください。)

- (1)bがeより小さい場合は[D判定結果]の「イ」を○で囲んでください。aとbに係る所得は非課税となります。
- (2)bがeと同額か又は大きい場合は[D判定結果]の「ロ」を○で囲んでください。aに係る所得は非課税となります。
- (3)収入金額の全てがcである場合は[D判定結果]の「ハ」を○で囲んでください。cに係る所得は課税となります。

≪ その他 ≫

法人道民税[法人税割・均等割]については、非課税の適用がないため、申告納付が必要になります。

《 収入区分の具体例 》

| 収入の種類 | a農業(耕種農業)収入 | b農業(耕種農業)附帯収入 | cその他の収入 |
|-------------------------------|-------------|---------------|---------|
| 米作農業収入 | ○ | | |
| 米作以外の穀作農業収入 | ○ | | |
| 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)収入 | ○ | | |
| 果樹作農業収入 | ○ | | |
| 花き作農業収入 | ○ | | |
| 工芸農作物農業収入 | ○ | | |
| ばれいしょ・かんしょ作農業収入 | ○ | | |
| その他の耕種農業収入 | ○ | | |
| 自給飼料(みなす売上高)収入 ※1 | ○ | | |
| 耕種農業を支援する目的の国・地方公共団体からの交付金等収入 | ○ | | |
| 酪農業収入 | | ○ | ○ |
| 肉用牛生産業収入 | | ○ | ○ |
| 養豚業収入 | | ○ | ○ |
| 養鶏業収入 | | ○ | ○ |
| 畜産類似業収入 | | ○ | ○ |
| 養蚕農業収入 | | ○ | ○ |
| その他の畜産農業収入 | | ○ | ○ |
| 農業サービス業収入 | | ○ | ○ |
| 穀作サービス業収入 | | ○ | ○ |
| 野菜作・果樹作サービス業収入 | | ○ | ○ |
| 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業収入 | | ○ | ○ |
| 畜産サービス業収入 | | ○ | ○ |
| 園芸サービス業収入 | | ○ | ○ |
| 利子・配当等収入 ※2 | | ○ | ○ |
| 農業設備器具等使用料収入 ※3 | | ○ | ○ |
| 償却資産売却収入 ※4 | | ○ | ○ |
| 上記以外の収入 ※5 | | ○ | ○ |

- ※1 酪農業や畜産業で自給飼料がある場合、決算書に計上した売上高を記載してください。また、決算書に計上されていない場合には、別途内訳が分かる資料を添付してください。
- ※2 所得税法第174条第1号及び第2号に規定する利子、配当等に係る収入をいいます。この場合、法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額は含まれません。
- ※3 自己の設置する共同選果、選別場又は調整施設、貯蔵施設を組合員以外の者が使用する場合の手数料や利用料等をいいます。
- ※4 農機具などの償却資産売却収入をいいます。
- ※5 a～cの各部門に共通する収入がある場合には、各部門専属の収入金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって各部門ごとの収入金額を算定してください。
- ※6 農業(耕種農業)附帯収入となるのは、自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原料として行う製造又は加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場等を有せず、社会通念上、独立した事業部門ではなく農業(耕種農業)に附帯する事業と認められるものに係る収入に限ります。農業(耕種農業)に附帯しない事業に係る収入はその他の収入としてください。